

# 阿久根市国土強靱化地域計画

令和 7 年 9 月

阿久根市

## 策定・改定沿革

令和 2 年 10 月 策定

令和 7 年 9 月 改定

## 目 次

### 第1章 市国土強靱化地域計画見直しの趣旨等

- 1 市国土強靱化地域計画見直しの趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 市地域計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

### 第2章 基本的な考え方

- 1 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 事前に備えるべき目標・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 基本的な方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

### 第3章 市の地域特性及び災害想定

- 1 地域特性・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 災害想定・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

### 第4章 脆弱性評価

- 1 脆弱性評価の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 2 脆弱性評価の結果・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

### 第5章 市地域計画の推進方針

- 1 施策分野・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 2 施策分野ごとの地域強靱化の推進方針・・・・・・・・ 12
- 3 指標及び推進方針に基づく取組の設定・・・・・・・・ 33

### 第6章 市地域計画の推進と不断の見直し

- 1 他の計画等の必要な見直し・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
- 2 市地域計画の不断の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
- 3 市地域計画の進捗管理・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

別紙1 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの脆弱性評価結果

別紙2 施策分野ごとの脆弱性評価結果

別紙3 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの推進方針

別紙4 地域強靱化の推進方針に基づく取組等一覧

参考 鹿児島県地域強靱化計画（抜粋）地域強靱化推進方針に基づく取組等一覧



# 第1章 市国土強靱化地域計画見直しの趣旨等

## 1 市国土強靱化地域計画見直しの趣旨

平成25年12月11日、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が制定された。その後、平成26年6月3日には「国土強靱化基本計画」（以下「国基本計画」という。）が策定され（平成30年12月14日基本計画の改定）、同基本計画を踏まえ、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策（平成30年12月14日閣議決定）」、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（令和2年12月11日閣議決定）」等に基づき、国土強靱化が推進されてきた。

基本法が制定されて10年が経過しようとする中、令和5年6月16日に、国土強靱化実施中期計画の策定の法定化及び国土強靱化推進会議の設置を主な内容と改正「国土強靱化基本法」が制定され、同年7月28日には、新たな「国土強靱化基本計画」が改定されたところである。

鹿児島県では、この基本法に基づき、大規模な自然災害が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った安全・安心な地域の構築に向けた「県土の強靱化」を推進するために、「鹿児島県地域強靱化計画」（以下「県地域計画」という。）を平成28年3月に策定、令和2年3月に見直しを行っている。さらに、令和5年7月の国基本計画の見直し等を踏まえ、令和7年3月に県地域計画を見直し、地域強靱化の歩みの加速化・深化を図ることとしたところである。

令和2年10月に策定した「阿久根市国土強靱化地域計画」（以下「市地域計画」という。）は、このような状況を踏まえ、今後の本市の強靱化に関する施策を国基本計画や県地域計画との調和を図りながら、国、県、民間事業者など関係者相互の連携のもと、総合的、計画的に推進するために見直しを行うものである。

## 2 市地域計画の位置付け

市地域計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、阿久根市まちづくりビジョンとの調和を図るとともに、地域強靱化の観点から、本市における様々な分野の計画等の指針となるものである。

### 《参考》 基本法より抜粋

#### （国土強靱化地域計画）

第13条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等に指針となるべきものとして定めることができる。

## 第2章 基本的な考え方

---

基本法第14条においては、国土強靱化地域計画は国基本計画との調和が保たれたものでなければならぬとされ、国が示した国土強靱化地域計画策定ガイドラインにおいては、国土強靱化地域計画の目標は、原則として、国基本計画における目標に即して設定すると規定されている。

このため、次のように、「基本目標」、「事前に備えるべき目標」及び「基本的な方針」を設定する。

### 1 基本目標

- (1) 人命の保護が最大限図られること。
- (2) 市の重要な機能が致命的な障がいを受けず維持されること。
- (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること。
- (4) 迅速な復旧復興が図られること。

### 2 事前に備えるべき目標

本市における強靱化を推進する上での事前に備えるべき目標を次のとおり設定する。

- (1) あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ。
- (2) 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ。
- (3) 必要不可欠な行政機能は確保する。
- (4) 経済活動を機能不全に陥らせない。
- (5) 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。
- (6) 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。

### 3 基本的な方針

地域強靱化の理念を踏まえ、事前防災・減災その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害に備えた強靱な地域づくりについて、過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下の方針に基づき推進する。

#### (1) 地域強靱化の取組姿勢

- ・ 本市の強靱性を損なう本質的原因をあらゆる側面から検証したうえで取り組むこと。
- ・ 短期的な視点によらず、時間管理概念とEBPM(Evidence-based Policymaking:証拠に基づく政策立案)概念の双方を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的に取り組むこと。
- ・ 災害に強いまちづくりにより力強い地域社会を創っていくと同時に、国・県との機動的連携が可能な体制の構築と、地域間ネットワークの強化の視点を持つこと。

#### (2) 適切な施策の組合せ

- ・ 災害リスクや地域の状況等に応じて、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて効果的

に施策を推進すること。

- ・ 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官（国、県、市）と民（住民、民間事業者等）が適切に連携及び役割分担して取り組むこと。
- ・ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。

(3) 効率的な施策の推進

- ・ 人口減少等に起因する地域の需要の変化、気候変動等による気象の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念や財政資金の効率的かつ効果的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること。
- ・ 既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること。
- ・ 限られた資金を最大限に活用するため、P P P / P F I による民間資金の積極的な活用を図ること。
- ・ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- ・ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ・ 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること。
- ・ 女性、高齢者、子ども、障がい者、観光客、外国人等に十分配慮して施策を講じること。
- ・ 地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然環境の有する多様な機能を活用するなどして、自然との共生を図ること。

## 第3章 市の地域特性及び災害想定

### 1 地域特性

#### (1) 位置・地形

本市は、鹿児島県の西北部に位置し、その広がり東西11.1キロメートル、南北22.4キロメートルで面積は134.28平方キロメートルである。

市の周辺は、北に急潮黒之瀬戸を隔てて長島町に相對し、東部は出水市、南部は薩摩川内市とそれぞれ接している。また、西は東シナ海に面して40キロメートルに及ぶ屈曲に富んだ海岸線を形成している。

市の地形は、九州山脈の断片である紫尾山系が海に迫っており平野に乏しく、周囲は、高峰紫尾山やこれに連なる横座山、熊野山、鷹首山、上床山の小丘で囲まれている。

また、河川は、市のほぼ中央を高松川、北部を折口川、南部を大川川等の紫尾山系に源を発する河川が存在し、流域のかんがい等に重要な役割を果たしている。

地質は、おおむね火山岩と中生層の露出が多く、河川の流域は沖積層、丘陵の台地は洪積層をもって構成されている。

#### (2) 気象概況

本市は、九州の西南部に位置し、気候は、一般的にいて温暖多雨である。とりわけ、春から秋にかけては、極めて温暖で降水量も多く、この特徴をよく表わしている。冬季は、西北ないし西風のもたらす湿風が九州山脈などに遮られて、特に1、2月の頃に降雪等があり、最低気温を記録する場合が多く、生活や農作物に影響がある。

気温は年平均17.5℃であり、降水量は年平均2,236.7ミリであるが、6、7月に集中する傾向があり、局地的な集中豪雨が発生しやすい。

また、台風については、7月から10月頃にかけて、その多くが西南から北東への進路をとり接近又は上陸し、暴風雨、高潮による大きな被害がこれまでも発生している。

#### (3) 人口（将来推計）

本市の人口は、昭和30年の国勢調査では4万1,180人であったが、継続して減少してきており、昭和55年には3万人を割り、令和2年の国勢調査では1万9,270人となっている。

また、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向であるのに対し、高齢人口（65歳以上）は増加傾向にあり、構成比では、年少人口は10.2%、生産年齢人口は47.6%、高齢人口は41.7%と、少子高齢化が顕著に進んでいる。

将来の人口は、今後も人口減少が続くものとみられ、国立社会保障・人口問題研究所の推計に準拠すると令和32年（2050年）には、約9,559人になると見込まれており、市では、阿久根市まちづくりビジョンに基づき、各種施策を実施し、人口の減少を抑制することとしている。

### 2 災害想定

市地域計画においては、本市の特性や過去の災害の発生状況等を踏まえ、市民生活・地域社会に影響を及ぼすリスクとして、本市において最も発生頻度が高い「大雨による浸水・土砂災害」及び

近年、温暖化等により大型化・強力化する「台風による風水害」、さらには、今後発生が懸念される「地震・津波災害」などの大規模自然災害を想定する。

#### (1) 風水害

本市においては、近年における既往の災害のうち、最大規模であった平成11年9月24日の台風18号災害、平成18年7月22日から23日にかけての県北部豪雨災害と同程度の規模の災害を想定災害と位置付ける。

| 項 目     | H 1 1 . 9 . 2 2 ～ 2 5<br>台風 1 8 号災害                                           | H 1 8 . 7 . 2 0 ～ 2 4<br>県北部豪雨災害                                                                      |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 気 象 概 況 | 最大瞬間風速 48.3m/s                                                                | 連続雨量 847.5mm<br>(19日13時～23日10時)<br>時間最大雨量 63.5mm<br>(22日11時～12時)                                      |
| 人的被害    | 軽傷 13人                                                                        | 重傷 1人                                                                                                 |
| 建物等被害   | 住家全壊 9棟<br>半壊 25棟<br>一部破損 4,047棟<br>床上浸水 3棟<br>床下浸水 8棟<br>がけ崩れ 2か所<br>断水 299戸 | 住家全壊 2棟<br>半壊 1棟<br>一部破損 7棟<br>床上浸水 14棟<br>床下浸水 118棟<br>がけ崩れ 7か所<br>通行止め 47か所<br>路面決壊 15か所<br>断水 627戸 |

#### (2) 地震・津波

地震・津波については、平成23年3月に発生した東日本大震災の被害状況を踏まえ、県では平成24年度から2か年かけて「鹿児島県地震等災害被害予測調査」を実施し、地震等の大きさの想定や被害の想定を見直した。また本市においては、平成8年度から9年度にかけて以下に示す規模の地震が発生していることから、県が同調査報告書において想定地震や被害想定結果を示しており、本市が想定する地震・津波及び被害想定についても、本調査結果に準ずるものとする。

なお、想定災害の結果は、県の調査が進められ想定条件が変わる可能性があり、現実の災害時に異なる被害状況となることもあり得るため、想定結果の数字を固定的に捉えないよう留意する必要がある。

##### ア 本市で発生した主な地震

| 項 目   | 平成8～9年度 鹿児島県北西部地震     |
|-------|-----------------------|
| 震 度 等 | 震 度 5強<br>マグニチュード 6.3 |

|       |      |      |
|-------|------|------|
| 人的被害  | 軽傷   | 8人   |
| 建物等被害 | 住家全壊 | 2棟   |
|       | 半壊   | 5棟   |
|       | 一部損壊 | 193棟 |
|       | 断水   | 38戸  |

イ 想定する地震（鹿児島県地震等災害被害予測調査で想定する地震等の概要）

| No | 想定地震等の位置                  | 気象庁<br>マグニ<br>チュー<br>ド | モーメント<br>マグニチュ<br>ード | 震源断層<br>上端の震<br>度 (Km) | 阿久根市における最大震度         |                                     |                                   |
|----|---------------------------|------------------------|----------------------|------------------------|----------------------|-------------------------------------|-----------------------------------|
|    |                           |                        |                      |                        | 最大震度                 | 最大<br>津波高<br>(m)                    | 最大津波<br>到達時間<br>(分)               |
| ①  | 鹿児島湾直下                    | 7.1                    | 6.6                  | 3                      | 5弱                   | -                                   | -                                 |
| ②  | 県西部直下【市来断層帯(市来区間)近辺】      | 7.2                    | 6.7                  | 1                      | 5強                   | 2.20                                | 38                                |
| ③  | 甕島列島東方沖【甕断層帯(甕区間)近辺】      | 7.5                    | 6.9                  | 1                      | 5強                   | 4.54                                | 33                                |
| ④  | 県北西部直下【出水断層帯近辺】           | 7.0                    | 6.5                  | 3                      | 6強                   | -                                   |                                   |
| ⑤  | 熊本県南部【日奈久断層帯(八代海区間)近辺】    | 7.3                    | 6.8                  | 3                      | 6弱                   | 1.95                                | 44                                |
| ⑥  | 県北部直下【人吉盆地南縁断層近辺】         | 7.1                    | 6.6                  | 2                      | 5弱                   |                                     |                                   |
| ⑦  | 南海トラフ【東海・東南海・南海・日向灘(4連動)】 | -                      | 地震：9.0<br>津波：9.1     | 10                     | 基本・東側・西側：5弱<br>陸側：5強 | (case5)<br>3.63<br>(case11)<br>3.61 | (case5)<br>135<br>(case11)<br>135 |
| ⑧  | 種子島東方沖                    | -                      | 8.2                  | 10                     | 5強                   | 2.39                                | 298                               |
| ⑨  | トカラ列島太平洋沖                 | -                      | 8.2                  | 10                     | 4                    | 3.75                                | 110                               |
| ⑩  | 奄美群島太平洋沖(北部)              | -                      | 8.2                  | 10                     | 3                    | 3.10                                | 176                               |
| ⑪  | 奄美群島太平洋沖(南部)              | -                      | 8.2                  | 10                     | 2                    | 2.70                                | 213                               |

(注) 気象庁マグニチュード(Mj)とモーメントマグニチュード(Mw)について

断層による内陸の地震(番号①～⑥)は、断層の長さ(推定)から気象庁マグニチュード(Mj)を算出している。その後、その断層の長さを用いて震源(津波)断層モデルを作成し、モーメントマグニチュード(Mw)を求めている。プレート境界の海溝型の地震(番号⑦～⑪)は、震源(波源)断層の位置・大きさを設定し、モーメントマグニチュード(Mw)を求めている。

ウ 主な被害想定結果（本市における建物被害、人的被害(最大となるケース)）

| 被災ケース<br>想定地震等 | 建物被害(棟)        |       |    | 人的被害(人)    |            |
|----------------|----------------|-------|----|------------|------------|
|                | 液状化・揺れ・斜面崩壊・津波 |       | 火災 | 死者数        |            |
|                | 全壊             | 半壊    | 焼失 |            | うち津波       |
| ①鹿児島湾直下        | －              | －     | 0  | 0          | 0          |
| ②県西部直下         | 10             | 40    | 0  | 0          | 0          |
| ③甬島列島東方沖       | 10             | 70    | 0  | (夏 12 時)20 | (夏 12 時)20 |
| ④県北西部直下        | 460            | 1,900 | 20 | 10         | 0          |
| ⑤熊本県南部         | 90             | 370   | 0  | －          | 0          |
| ⑥県北西部直下        | 0              | 0     | 0  | －          | 0          |
| ⑦南海トラフ(陸側ケース)  | 110            | 460   | 0  | (夏 12 時)20 | (夏 12 時)20 |
| ⑧種子島東方沖        | －              | 20    | 0  | －          | 0          |
| ⑨トカラ列島太平洋沖     | 10             | 60    | 0  | (夏 12 時)50 | (夏 12 時)50 |
| ⑩奄美群島太平洋沖(北部)  | －              | 20    | 0  | (夏 12 時)10 | (夏 12 時)10 |
| ⑪奄美群島太平洋沖(南部)  | －              | 10    | 0  | －          | －          |

(注) ー：わずか。焼失棟数は、冬 18 時の想定結果

エ 本市における最大被災ケースの各種被害想定結果(被災直後)

| 被災内容                   |          | 最大ケース<br>想定地震 | 季節・時刻  | 被害想定         |
|------------------------|----------|---------------|--------|--------------|
| 上水道被害：断水人口             |          | ④県北西部直下       | 冬 18 時 | 8,800 人(39%) |
| 電力被害：停電軒数              |          | ④県北西部直下       | 冬 18 時 | 40 軒         |
| 通信被害：<br>固定電話不通回線数     |          | ④県北西部直下       | 冬 18 時 | 40 回線(1%)    |
| ガス(プロパンガス除く。)被害：供給停止戸数 |          | ⑤熊本県南部        | 冬 18 時 | 170 戸(10%)   |
| 道路施設被害                 |          | ④県北西部直下       |        | 20 か所        |
| 鉄道施設被害                 |          | ④県北西部直下       |        | 20 か所        |
| 避難者数<br>(うち避難所)        | 被災 1 日後  | ④県北西部直下       | 夏 12 時 | 880 人        |
|                        | 被災 1 週間後 |               |        | 2,100 人      |
|                        | 被災 1 か月後 |               |        | 1,400 人      |
| 物資(食料)                 | 被災 1 日後  | ④県北西部直下       | 夏 12 時 | 1,900 食      |

|                 |          |         |        |         |
|-----------------|----------|---------|--------|---------|
| 需要量             | 被災 1 週間後 |         |        | 3,900 食 |
|                 | 被災 1 か月後 |         |        | 1,500 食 |
| 災害廃棄物（津波堆積物）発生量 |          | ⑦南海トラフ  | 冬 18 時 | 10 万トン  |
| 孤立する可能性のある集落数   |          |         |        | 0       |
| 被害額             |          | ④県北西部直下 | 冬 18 時 | 500 億円  |

## 第4章 脆弱性評価

---

### 1 脆弱性評価の考え方

基本法では、基本計画の案の作成にあたり、国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、脆弱性評価を行うことが規定されていることから、国が示した「国土強靱化地域計画策定・改定ガイドライン（第2版）（令和5年10月内閣官房国土強靱化推進室）」に準じ、脆弱性評価を行った。

#### (1) 想定するリスク

市地域計画においては、第3章に記載したとおり、過去に県内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る被害想定等を踏まえ、今後、本市に甚大な被害をもたらすと想定される地震、集中豪雨などの大規模自然災害全般をリスクの対象とした。

#### (2) 施策分野

脆弱性評価は、基本法において国土強靱化に関する施策の分野ごとに行うこととされているため、国基本計画の施策分野を参考に、次のとおり個別施策分野として9分野、横断的分野として5分野を設定した。

##### （個別施策分野）

- ① 行政機能／消防等／防災教育等
- ② 住宅・都市
- ③ 保健医療・福祉
- ④ 産業（エネルギー、情報通信、産業構造）
- ⑤ 交通・物流
- ⑥ 農林水産
- ⑦ 国土保全
- ⑧ 環境
- ⑨ 土地利用

##### （横断的分野）

- ① リスクコミュニケーション
- ② 人材育成
- ③ 官民連携
- ④ 老朽化対策
- ⑤ デジタル活用

#### (3) 目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

脆弱性評価は、基本法第17条第3項により、起きてはならない最悪の事態を想定した上で、科学的知見に基づき、総合的かつ客観的に行うものとされている。

起きてはならない最悪の事態に関しては、国基本計画や県地域計画、本市の地域特性等を踏まえ、6つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げとなるものとして28の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定した。

| 事前に備えるべき目標(6) |                                                               | 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）（28） |                                                                                                        |
|---------------|---------------------------------------------------------------|----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1             | あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ                                         | 1-1                        | 大規模地震に伴う、住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生                                              |
|               |                                                               | 1-2                        | 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生                                                                       |
|               |                                                               | 1-3                        | 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生                                                                               |
|               |                                                               | 1-4                        | 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災機能の長期化に伴うものを含む） |
|               |                                                               | 1-5                        | 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの損壊など）等による多数の死傷者の発生                                                          |
| 2             | 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ | 2-1                        | 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止                                                                 |
|               |                                                               | 2-2                        | 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生                                                                                   |
|               |                                                               | 2-3                        | 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足                                                                               |
|               |                                                               | 2-4                        | 帰宅困難者の発生、混乱                                                                                            |
|               |                                                               | 2-5                        | 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺                                                       |
|               |                                                               | 2-6                        | 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生                                                      |
|               |                                                               | 2-7                        | 大規模な自然災害と感染症との同時発生                                                                                     |
| 3             | 必要不可欠な行政機能は確保する                                               | 3-1                        | 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下                                                                                  |
| 4             | 経済活動を機能不全に陥らせない                                               | 4-1                        | 供給連鎖（サプライチェーン）の寸断・一極集中等による地元企業の生産力・経営執行力低下による企業活動等の停滞                                                  |
|               |                                                               | 4-2                        | 重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出                                                                         |
|               |                                                               | 4-3                        | 食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・地域経済活動への甚大な影響                                                                      |

|   |                                                               |     |                                                                                           |
|---|---------------------------------------------------------------|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------|
|   |                                                               | 4-4 | 異常渇水等による用水供給途絶に伴う生産活動への甚大な影響                                                              |
|   |                                                               | 4-5 | 農地・森林や生態系等の被害に伴う土地の荒廃・多面的機能の低下                                                            |
| 5 | 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる | 5-1 | テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態 |
|   |                                                               | 5-2 | 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能停止                                                     |
|   |                                                               | 5-3 | 水道施設の長期間にわたる機能停止                                                                          |
|   |                                                               | 5-4 | 地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止による物流・人流機能等への甚大な影響                                                  |
| 6 | 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する                             | 6-1 | 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態                                                          |
|   |                                                               | 6-2 | 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大きく遅れ地域が衰退する事態                                 |
|   |                                                               | 6-3 | 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態             |
|   |                                                               | 6-4 | 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失                                             |
|   |                                                               | 6-5 | 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態                                                  |
|   |                                                               | 6-6 | 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響                                               |

## 2 脆弱性評価の結果

28の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに、本市が取り組んでいる施策について、その取組状況や現状の課題を分析するとともに、進捗が遅れている施策や新たな施策の必要性について検討し、脆弱性評価を行った。

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとの脆弱性評価の結果は、別紙1のとおりであり、また、施策分野ごとの脆弱性評価の結果は、別紙2のとおりである。

## 第5章 市地域計画の推進方針

### 1 施策分野

市地域計画の対象となる施策の分野は、脆弱性評価を行うために第4章で設定した、9の個別施策分野と5の横断的分野とする。

### 2 施策分野ごとの地域強靱化の推進方針

1で設定した14の施策分野ごとの推進方針を以下に示す。

これらの14の推進方針は、6つの目標に照らして必要な対応を施策の分野ごとに分類して取りまとめたものである。（併せて28の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとの推進方針についても別紙3のとおり整理する。）

#### (1) 個別施策分野（9分野）

##### ① 行政機能／消防等／防災教育等

（公共施設等の耐震化の促進）

発災後の活動拠点となる公共施設が被災すると避難や救助活動等に支障を来することが想定される。このため、公共施設等について、天井等非構造部材を含めた耐震化を推進する。また、計画的に老朽化対策に取り組む。

1-1④、2-6④、3-1①

（防災訓練や防災教育等の推進）

学校や職場、地域の自治組織、自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育を推進する。また、推進にあたっては、消防・警察等の関係機関とされに連携を図る。

1-1⑦、1-3⑫

（避難生活の環境改善に資する避難所の防災機能等の強化促進）

避難生活の環境改善を図るため、トイレ整備、空調設置や非常用電源の確保、バリアフリー化等の避難所における防災機能の強化を促進する。

1-1⑧

（南海トラフ地震防災対策推進計画の策定等）

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、南海トラフ地震防災対策推進計画の継続的な見直しを図り、防災対策を計画的かつ速やかに推進する。

1-1⑨、1-3⑩

(自主防災組織等や消防団の充実強化)

自主防災組織等の活性化や、消防団の団員確保や使用する車両・資機材の充実、教育訓練等を継続的に推進し地域防災力の向上を図る。

1-1⑩、1-2②、2-3⑦、3-1⑥

(資機材の充実強化及び各種災害訓練の継続実施)

災害による死傷者を最小化するため、資機材の充実強化を推進するとともに、各種災害訓練を継続実施し、対処能力の向上を図る。

1-2①、1-3⑧、1-4④、1-5④、4-2①

(火災予防・被害軽減、危険物事故防止対策、電気火災対策の推進)

火災予防及び火災時の被害軽減のため、違反是正の推進、広報等による防火対策の推進等を図る。

1-2③

(避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化の促進等)

避難行動に遅れが生じると多数の死傷者が発生することが想定されることから、津波防災地域づくり、地域の防災力を高める避難場所や避難路の確保、避難所等の耐震化、情報伝達手段の多様化・多重化等による住民への適切な災害情報の提供、火災予防・危険物事故防止対策等の取組を推進し、関係機関が連携して広域的かつ大規模な災害発生時の対応策について検討する。

1-3①

(津波ハザードマップ等の住民周知等)

建築物が損壊・浸水し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれがある。現在、県が津波浸水想定を設定し、浸水区域と水深を示した浸水想定区域図を策定し公表しているところである。今後、津波ハザードマップの作成、津波避難計画の適宜見直しなどを行い、津波避難対策の住民周知等を促進する。

1-3⑦

(外国人が迅速・的確に避難行動をとるための取組の促進)

外国人が迅速・的確に避難行動をとることができるよう、避難情報等の多言語化や、外国人に対する地域コミュニティへの参加促進、災害や避難に関する知識の普及など、取組を促進する。

1-3⑪

(地区防災計画の作成促進)

地区防災計画制度の普及・啓発や計画作成の支援等に継続的に取り組み、地域住民等と連携しながら、自助・共助による自発的な防災活動を促進し、地域防災力の強化を図る。

1-3⑬、1-4⑨、2-6⑨

(防災関係機関等の連携による被災状況の早期把握)

被災状況の早期把握のため、防災関係機関との連携強化によるドローンなどの新技術やSNSも活用し、災害発生時の迅速な捜索・救助活動、災害関係情報の収集ができる体制を整備する。

1-3⑮、2-2④

(防災拠点の整備)

大規模災害時に備えて、避難場所としてだけでなく、救援物資や防災備品等の備蓄基地及び中継基地としての機能も併せ持った防災拠点を整備する必要がある。また、この防災拠点は、自衛隊・消防・警察の後方支援基地として活用されることも念頭に、さらに万が一、市役所が被災した場合にも備えて、情報通信設備等情報発信の拠点として必要な機能の整備を行う必要がある。このため、南九州西回り自動車道に直結する機能性を生かした防災拠点施設となる新たな「道の駅（サンセット牛之浜景勝地<sup>1</sup>）」の整備計画を推進する。

1-3⑱、1-5⑧、2-1⑪、2-3⑫、2-5⑪、4-3⑫

(防災情報の高度化、地域水防力の強化)

防災情報の高度化、地域水防力の強化等のソフト対策を組み合わせ実施しているところであるが、大規模水害を未然に防ぐため、それらを一層推進する。

1-4②

(防災啓発の促進)

市や県の防災アドバイザーの活用等による市民への防災講座等に引き続き取り組み、地域の防災啓発を促進していく。

1-5⑥

(受援計画の策定等)

被災による物資供給に対し、国、県及び事業者等から、物的支援を受ける必要があるため、物的支援の受入体制を整備した受援計画の策定及び物資拠点の選定等を促進すること等により、物的支援の受援体制を強化する。

2-1⑩、3-1⑤、4-3⑧

<sup>1</sup>「道の駅」の名称は、国土交通省に対して登録申請を行い、登録が認められて正式に決定される。したがって、現段階で「サンセット牛之浜景勝地」の名称は仮称である。以下、同じ。

(行政機関の機能低下の防止)

行政機関（消防含む。）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避する。

2-2⑥

(災害時に防災拠点となる庁舎等の耐震診断結果報告義務付け)

災害時に防災拠点となる庁舎・避難所について耐震化を進め、庁舎の被災による行政機能の低下を招かないようにする。

2-2⑦、2-3⑪、3-1⑦

(消防施設の耐震化、情報通信機能の耐災害性の強化)

地域における活動拠点となる消防施設の耐災害性を強化する必要がある。また、情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進する。

2-3①

(消防の体制等強化、災害派遣チーム等の人材の養成・確保)

消防において災害対応力強化のための体制、資機材等の充実強化を推進する必要がある。加えて、消防団の体制・装備・訓練の充実強化や水防団、自主防災組織の充実強化、災害派遣医療チーム（DMA T）との連携強化、道路啓開等を担う建設業の人材確保を推進する必要がある。さらに、緊急災害対策派遣隊（T E C - F O R C E）など派遣隊の受入体制を整えておく。

2-3④

(災害対応業務の標準化・共有化)

災害対応において関係機関ごとに体制や資機材、運営要領が異なることから、災害対応業務の標準化、情報の共有化に関する検討を行い、必要な事項について標準化を推進するとともに、明確な目標の下に合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高めていく取組を進める。

2-3⑤

(防災関係機関等と連携した防災訓練の実施)

警察、消防等の防災関係機関との連携とともに、防災対策に資する民間企業も参加した防災訓練を実施し、災害時における協力体制の更なる強化を図る。

2-3⑧

(電力供給遮断時の電力確保)

防災拠点や避難住民の受入れを行う避難所において、災害応急対策の指揮、情報伝達等及び避難住民の生活等に必要不可欠な電力の確保に努める。

## (小・中学校の避難所の老朽化対策)

避難所指定を受けた体育館については、耐震基準に適合しているが、非常用電源などの防災機能の充実を図る。

2-6③

## (BCPの見直し等)

業務継続体制を強化するため、市の業務継続計画（BCP）の見直し及び実効性向上を図る。

3-1③

## (市が管理する情報通信ネットワークの機器等の冗長化等)

市が管理する情報通信ネットワークの機器等において、障がいや災害等による業務停止の防止を念頭に、機器・通信回線等の冗長化や予備機の確保、遠隔地バックアップ等をさらに推進する。

3-1④

## (住民への災害情報提供)

住民への災害情報提供にあたり、市と自治会や自主防災組織などが連携して、災害情報の共有を図る必要がある。また、市内に滞在している観光客に対して正確な情報提供をできるだけ迅速に行う。

4-2⑤

## (情報伝達手段の多様化、確実化)

全国瞬時警報システム（Jアラート）の自動起動装置の活用、防災行政無線や消防救急無線のデジタル化等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、情報伝達手段の多様化・確実化に努めているところであり、それらの施策を着実に推進する。

5-1②

## (市の人員確保・体制整備)

情報収集・提供手段の整備が進む一方で、それらにより得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させることが課題であり、特に情報収集・提供に必要な人員・体制を整備する。

4-2③

## (災害発生時の情報発信)

災害発生時において、国内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、

情報発信経路のシミュレーション等の訓練を繰返し行う。

4-2④

(危険物施設の安全対策等の強化)

危険物施設において、災害時に大量の危険性物質の流出を防ぐためのハード面での対策に加え、緊急時における応急措置等の優先順位を防災規程等に定めるなど、地震、津波対策の強化を進める。

4-2②

(危険物施設等の災害に備えた消防力の強化)

危険物施設内で発生する大規模かつ特殊な災害に備え、事業所の自衛消防組織及び関係機関との一層の連携、防災体制の強化を図るとともに、防災上必要な資機材の整備を進める。

4-2③

(建設関係団体との応急復旧体制の強化、建設業における防災・減災の担い手確保・育成)

行政機関と建設関係団体との災害協定の締結、建設関係団体内部におけるBCP策定災害協定の締結等の取組が進められているが、道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の育成の視点に基づく横断的な取組は行われていない。また、地震・津波、土砂災害等の災害時に道路啓開等を担う建設業においては若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る。

6-3①

(災害時の対応力向上のためのコミュニティ力強化)

災害が起きた時の市民の対応力を向上するためには、コミュニティ力を強化する必要がある。本市においては、自治会の活動支援のほか、自主防災組織によるハザードマップ作成・訓練・防災教育等を通じた地域づくりやセーフコミュニティの推進等、コミュニティ力を強化するための支援等の取組を充実させる。

6-4①

(文化財の保護管理)

災害予防のため、文化財及び文化財施設の安全管理など日々の点検を行うとともに、文化財ごとの特性に応じた保存方法を検討し実施する必要がある。施設の被災により収蔵品等が損傷するおそれがあるため、施設及び防災設備の点検や整備をはじめ収蔵品等の安全な場所への移動等、被災防止措置の拡充徹底と施設の耐震化を促進する。

6-4②

(災害発生時の情報発信)

災害時における地理的な誤認識や消費者の過剰反応等による風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集し、正しい情報を迅速かつ的確に提供するとともに、関係機関等と連携し、市内産物の販売促進や観光客等の誘客など積極的な風評被害対策を講じる必要がある。このため、平時から関係機関等との連携構築等を行う。

6-6④

## ② 住宅・都市

(住宅・建築物の耐震化の促進)

大規模地震が発生した場合、市街地における住宅・建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定される。このため、市街地における住宅・建築物の耐震化を促進する。

1-1①

(造成宅地の防災・減災対策の促進)

盛土の崩壊等による宅地等の被害を防止するため、大規模盛土造成地や盛土等の安全性の把握対策等を促進する。

1-1⑤

(都市公園事業の推進)

大規模地震等が発生した場合、市街地での大規模火災が発生することが想定される。このため、都市公園事業の推進により、災害発生時の避難・救援活動の場となる都市公園や緑地を確保する。

1-1⑪、1-2⑥

(多数の者が利用する建築物の耐震化の促進)

不特定多数の者が利用する建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定される。このため、不特定多数の者が利用する建築物については、特に耐震化を促進する。

1-1⑥

(空家等の適正管理、利活用及び解体撤去の推進)

大規模地震が発生した場合、空き家の倒壊により、人的被害や避難等に支障を来すことが想定される。このため、空家等の適切な管理や利活用を推進しながら、空き家再生等推進事業を活用し、危険空家等の解体撤去を推進する。

1-1⑫

(がけ地等に近接する危険住宅の移転促進)

がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に建っている危険住宅の

安全な場所への移転を促進する。

1-5⑦

(水道施設の耐震化等の推進)

災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を促進する。

2-1①、4-4②、5-3①

(応急給水体制の整備)

災害時等において水道施設が被災した場合、住民生活や社会活動に必要不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、被災した水道施設の迅速な把握に努めるとともに、必要に応じた応援給水や水道施設の災害復旧を図る。

2-1⑨、2-6⑧、4-4①

(一時滞在施設の確保)

帰宅困難者の受入れに必要な一時滞在施設の確保を図る。

2-4④

(応急仮設住宅建設候補地リスト作成)

応急仮設住宅の建設用地が迅速に確保できるよう、候補地リストを作成しているが、がけ崩れや津波浸水等による被災の可能性について、十分留意した候補地選定となるよう、定期的な情報更新を行う。

6-5①

(災害時における迅速な応急仮設住宅の建設)

災害時において迅速に建設型応急仮設住宅を供給するために、災害時を想定した事前訓練等を実施する。

6-5②

(公営住宅の住戸改善・長寿命化の促進)

災害時において、被災者の受入先として緊急的に公営住宅の使用を想定するが、老朽化が進行しているため、公営住宅等ストック総合改善事業を活用し、公営住宅の住戸改善・長寿命化を促進する。

6-5③

### ③ 保健医療・福祉

(医療・社会福祉施設の耐震化)

地震発生時に建物の倒壊等を防ぎ、継続的な医療や福祉が提供できるよう各医療機関・社会福祉施設の耐震化を促進する。

1-1②、2-6⑤

(個別避難計画の作成の加速化及び実効性を高める取組の促進)

個別避難計画の作成の更なる加速化及び、避難行動要支援者に関する避難訓練の実施等の個別避難計画の実効性を高める取組等の促進を図る。

1-3⑭、2-3⑨

(食料及び飲料水等の備蓄の推進)

本市では、既に大規模災害時における一定期間の食料・飲料水等の供給停止に備え、市備蓄計画で目標として掲げた品目・数量等の備蓄を行っているが、必要に応じて備蓄計画の見直しを行うとともに、これを適正に管理していく。また住民及び事業者に対しても最低3日、推奨1週間分の備蓄を推進する。

2-1⑤、2-4①、4-3⑤

(流通在庫備蓄の推進)

本市では、災害時において、事業者等と食料・飲料水、生活必需品及び資機材の供給に関する協定を締結しており、災害時には必要な物資を調達・運搬できる体制を構築している。今後必要な事項について協定を締結し、救援体制を強化する。

2-1⑥、2-4②、4-3⑥

(備蓄物資の供給体制等の強化)

大規模災害発生時には、災害時相互応援協定を締結している自治体やその他全国各地から多くの救援物資が搬送されてくることが想定されるため、受入体制の検討を進めるとともに関係機関との連携や調整などを強化する。また、自治体同士が協力し合い、広域的な拠点となる広域防災備蓄倉庫の整備については、南九州西回り自動車道に直結する機能性を生かした防災拠点施設となる新たな「道の駅（サンセット牛之浜景勝地）」の整備計画の推進を通じて行う。

2-1⑦、2-4③、4-3⑦

(医療用資機材・医薬品の供給体制の整備)

大規模災害発生時には、医療用資機材・医薬品等が不足するおそれがあるため、県や関係機関と連携し、災害救助に必要な医療用資機材・医薬品等の供給体制の整備を図る。

2-1⑧

(DMATの受入体制整備)

災害発生直後の急性期（おおむね 48 時間以内）に救命救急活動が開始できるよう、市外から派遣される災害派遣医療チーム（DMA T）の受入体制を整備する。

2-3⑥

（広域災害救急医療情報システム（E M I S）の活用）

被災地域で迅速かつ適切な医療・救護を行うため、必要な各種情報を集約・提供可能な E M I S の活用を進める。

2-5③

（ドクターヘリの活用）

救急医療体制を充実・強化するため、災害時での緊急対応ができるよう、ドクターヘリの安定的な運用について、県及び関係機関との連携を強化する。

2-5④

（医療救護活動における関係機関との協力体制の構築）

大規模災害発生時には、救護所等で活動する医療従事者の確保が必要となる。このため、関係機関である医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等に対して、救護所等における医療救護活動等の協力を求められるよう県・保健所と体制の構築を図る。

2-5⑤

（D P A T の受入体制整備）

災害発生時に被災地域に入り、精神科医療及び精神保健活動の支援を行うことができる災害派遣精神医療チーム（D P A T）の受入体制を整備する。

2-5⑥、2-6④

（避難所運営マニュアルの更新）

地震発生時に避難所の運営が円滑に行われるよう、高齢者などの要配慮者や女性、子どものニーズへの対応等を盛り込んだ「避難所運営マニュアル」を適宜更新していく。

2-6⑥

（D C A T の受入体制整備）

災害時に高齢者や障がい者など災害時要配慮者の福祉ニーズに的確に対応するため、避難所等で福祉支援を行う災害派遣福祉チーム（D C A T）受入体制を整備する。

2-6⑦

（福祉避難所及びその運営体制の確保）

一般的な避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所とその運営体

制の確保を促進する。

2-6⑩

(感染症の発生・まん延防止)

浸水被害を受けた住居等の消毒・害虫駆除等が適切に実施されるよう、関連部署や消毒・害虫駆除業者等の関係団体との連携や連絡体制の確保に努める。

2-7①

(感染症対策)

災害が発生し避難所を開設する場合には、避難所の3密（密閉・密集・密接）の回避や衛生対策を徹底するなど、感染症対策に必要な措置を講じる。

2-7②

(予防接種の推進)

災害時には、避難所等において感染症が拡大するおそれがある。感染症の発生・まん延を防止するため、平時から予防接種法に基づく予防接種を推進する。

2-7③

#### ④ 産業（エネルギー、情報通信、産業構造）

(企業におけるBCP策定等の支援情報の周知等)

災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定や不測の事態においても事業を継続するための事業継続マネジメント（BCM）の構築について、本市中小企業者の取組を促すため、支援情報を周知する。

4-1④

(情報通信機能の耐災害性の強化等)

屋外施設や重要家屋の被災及び電柱の折損などにより通信設備の損壊等が発生し、音声通信やパケット通信の利用困難が想定される。このため、公共施設等を中心とした耐災害性を有する情報通信機能の強化を図る必要がある。

5-1①

(情報伝達手段の多重化、確実化)

全国瞬時警報システム（Jアラート）の自動起動装置の活用、防災行政無線や消防救急無線のデジタル化等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、情報伝達手段の多様化・確実化に努めているところであり、それらの施策を着実に推進する。また、他の情報システムとの連携や最新のデジタル技術の活用を進め、より迅速かつ的確な災害情報の伝達が可能となるシステムへの機能向上を推進する必要がある。さらに、旅行者や高齢者・障害者、外国

人等にも配慮した提供手段を確保し、多言語化やＩＴを活用した分かりやすい情報発信等を進める。

5-1②

(防災拠点等への再エネ設備等の導入支援)

災害により電力会社からの電力供給が遮断された際に、防災拠点や避難所の機能を維持できるよう多様性を確保し、従来の非常用発電機に加え、「災害に強く、環境負荷の小さい地域づくり」を行うために、再生可能エネルギーと蓄電池、燃料電池等を合わせた自立・分散型エネルギーの導入を図る。

5-2①

(被災者台帳作成の事前準備の検討)

大規模災害時には、避難所の管理運営、住家の被害認定調査など膨大な被災者支援業務が発生することが想定されることから、被災者台帳作成に資するクラウド型被災者支援システムの導入検討などの事前準備を検討する。

6-2①

(事業継続力強化支援計画に基づく取組の強化)

商工会議所と市が共同で策定し、認定を受けた事業継続力強化支援計画に基づき、業務継続体制とその取組を強化する。

6-6①

## ⑤ 交通・物流

(交通施設、沿線・沿道建築物の耐震化)

大規模地震が発生した場合、港湾、鉄道等の交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊により、道路交通が阻害され、避難や応急対応に支障を来すことが想定される。このため、交通施設及び沿線・沿道建築物の耐震化を促進する。

1-1③、7-3①

(高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備推進)

災害時の緊急輸送を確保する高規格幹線道路及び地域高規格道路等の緊急輸送道路の整備により、リダンダンシーの向上、高速交通ネットワークの構築を進めているが、本県の高規格幹線道路及び地域高規格道路の供用率は全国平均に対して遅れているため、当該事業を着実に促進するとともに、ラストマイルを含む円滑な支援物資の輸送路を確保する観点から、国、県道の着実な整備を促進する。

1-3④、2-1④、2-2①、2-3②、2-5①、2-6①、4-1③、4-3④、5-4③

(物資輸送ルートの確保)

大規模自然災害が発生した際、避難、支援、輸送のための陸上ルートが寸断され、被災地での食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期間停止することが想定される。このため、道路施設などの耐震性等の機能強化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策及び老朽化対策を確実に実施し、緊急輸送機能の軸となる交通高速ネットワーク構築や輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る。

2-1②、4-3①

(港湾・漁港施設の耐震・耐波性能等の強化)

大規模自然災害が発生した際、海上からの物資等輸送ができなければ、陸上交通が寸断した被災地での食料・飲料水等生命に関わる物資供給が停止することが想定される。このため、海上からの物資等輸送ルートを確実に確保できるよう、拠点となる港湾・漁港の係留施設・緑地・臨港道路等の整備を検討する。また、静穏度向上を図る外郭施設等の整備を検討するとともに、港湾・漁港施設の耐波性能等の強化を検討する。

2-1③、2-2⑤、2-3③、2-5②、4-1②、4-3③、5-4①、6-6③

(受援計画の策定等)

被災による物資供給に対し、国、県及び事業者等から、物的支援を受ける必要があるため、物的支援の受入体制を整備した受援計画の策定及び物資拠点の選定等を促進すること等により、物的支援の受援体制を強化する。

2-1⑩、5-4⑧

(災害に備えた道路啓開体制の強化)

道路が被災し通行止め等が発生した場合でも、速やかに緊急通行車両の通行を確保することで、災害発生時に機動的・能動的な活動ができるよう、関係機関と連携して道路等の啓開に必要な体制の強化を図る。

2-1⑫、2-2⑨、2-5⑧、5-4④

(孤立集落を未然に防止するための災害に強い道路づくりの推進)

孤立化のおそれのある集落へのアクセスに配慮するため、崩土や落石等の危険性がある箇所での法面対策や橋梁の耐震対策などを着実にを行い、災害に強い道路づくりを推進する。

2-2②

(救命・救助活動や支援物資搬入に係る進入手段・ルートの情報共有及び確保)

災害発生時に機動的・効率的な活動を確保するため、道路等の啓開に必要な体制の整備、輸送に必要な装備資機材の充実等により多様な提供手段の確保に向けた取組を図る必要がある。また、農道等が避難路や迂回路に指定されていることを関係者間で常に共有する。

(食料等の物資供給の確保)

大規模自然災害が発生し、道路施設等が被災するとサプライチェーンが寸断され、企業生産力低下による企業活動等の停滞が想定される。このため、道路の防災、震災対策及び老朽化対策や洪水・土砂災害・津波・高潮対策等を着実に推進する。

4-1①、4-3②

(道路の防災対策の推進)

道路施設が被災すると避難・救助活動、応急復旧活動等に支障を来すことが想定される。このため、地震・津波・洪水・土砂災害・高潮・高波対策等の道路の防災対策を着実に推進する。

5-4②

(道路状況の迅速な把握と道路利用者への災害情報の提供)

道路施設が被災すると避難・救助活動、応急復旧活動等に支障を来すことが想定される。このため、通行規制情報や緊急情報を迅速かつ正確に道路利用者へ伝えるために、関係機関との連絡体制の構築及び情報伝達手段の多様化を図る。

6-6②

## ⑥ 農林水産

(農業用ため池の防災・減災対策の推進)

決壊すると多大な影響を与えるため池の改修を推進する。

1-4⑦、4-3⑪

(農地の湛水被害を防止する農業用排水施設の防災・減災対策の推進)

農地の湛水被害を防止する農業用排水施設の整備・改修等を推進する。

1-4⑧

(適切な森林整備の推進)

適期に施業が行われていない森林や伐採したままの植栽等が実施されていない森林は、台風や集中豪雨等により大規模な森林被害が発生し、森林の公益的機能の発揮に支障を来すおそれがある。このため、計画的な間伐や伐採跡地の再造林等の適切な森林整備を推進する。

1-5⑤、4-5①

(漁港BCPの策定)

大規模災害時において、漁業地域一体で水産物の生産・供給機能を継続的に維持・確保す

るための対策を行う必要がある。行政、漁業関係者、民間企業など一体となって、災害時に長期間にわたって水産物の流通がとどまることがないように、漁港BCPの策定を促進する。

4-3⑨

(農林道・農林道橋の防災・減災対策の推進)

農林道・農林道橋の被害に伴う食料等の安定供給の停滞等を防止するため、総合的な防災・減災対策を推進する。

4-3⑩

(農業水利施設等の保全対策の推進)

造成後年数が経過し老朽化が進展していることから、施設の機能診断、機能保全計画の策定を急ぎ、耐震化及び長寿命化対策を推進する。

4-4③

(鳥獣被害防止対策の推進)

野生鳥獣による農作物被害により、荒廃農地の発生や営農意欲の減退などが想定される。このため、関係機関等と連携し、鳥獣被害の防止に向けて「寄せ付けない」、「侵入を防止する」、「個体数を減らす」取組を一体的かつ総合的に推進する。

4-5③

(鳥獣害対策の強化)

鳥獣による被害を受けた森林等は、健全性が低下し荒廃することで、山地災害の発生につながるおそれがある。このような事態を未然に防ぐため、鳥獣害対策を強化する。

4-5④

(林業就業者の確保)

森林の適切な管理や木材利用の推進に向け、林業の担い手の確保等を図る。

4-5⑤

(農村集落機能の維持)

農村において集落機能を維持するためには、農業生産基盤や農村生活環境の適切な整備を推進する。

4-5⑧

(農業用ため池の防災対策)

決壊した場合に人的被害を与えるおそれのある農業用ため池（防災重点ため池）について、関係機関・施設管理者等が連携し、ハードとソフトを適切に組み合わせた防災対策を推

進する。

4-5⑨

(農業集落排水施設の老朽化対策の推進)

農業集落排水施設が被災し、長期間にわたり機能を停止するおそれがある。このため、農業集落排水施設の老朽化に対する機能診断を速やかに実施し、これに基づく老朽化対策を着実に進め、施設の安全性を高める。

5-3②

(漁業集落排水施設の老朽化対策の推進)

漁村地域における生活排水処理は辺地等に位置し、沿岸に面した小規模施設が多く、自然災害等による長期間の機能停止が想定される。このため、漁業集落排水施設の機能診断を速やかに実施し、これに基づく老朽化対策を着実に推進する。

5-3④

## ⑦ 国土保全

(海岸堤防等の老朽化対策の推進)

海岸堤防等が倒壊するなどにより、大規模な浸水被害等の発生が想定される。このため、現状の海岸堤防等の施設機能を照査し、長寿命化を図りつつ、老朽化対策を推進する。

1-3②

(海岸施設の機能の検証)

建築物が損壊・浸水し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれがある。このため、過去に大きな浸水被害が発生した箇所について重点的な海岸堤防の施設の整備を推進しているが、比較的発生頻度の高い(数十年～百数十年の頻度)津波については、今後、施設の機能を検証し、整備の必要性について検討する。

1-3③

(海岸防災林の整備)

津波の襲来により海岸背後地への大規模な被害が想定される。海岸防災林は、津波に対する減勢効果を持つことから、治山事業により、着実に整備を推進するとともに、その機能の維持・向上を図る。

1-3⑤、4-5⑥

(水門、樋門等の操作等)

津波等が発生した際に水門、樋門等が閉鎖されていない場合、大規模な浸水被害が発生する一方、閉鎖作業の際に操作従事者が危険にさらされることが想定される。このことから操

作従事者の安全確保を最優先とする効果的な管理運用を推進する。

1-3⑥

(侵食海岸における現状の汀線防護の整備)

海岸管理者（阿久根市）が管理する港湾・漁港海岸で、高潮、波浪、津波等により被害が発生するおそれのある地域について、堤防・護岸・離岸堤・突堤の海岸保全施設の新設又は改良を実施する。

1-3⑨

(浸水対策、流域減災対策)

大規模地震等が発生した際に海岸堤防等が倒壊するなどにより、大規模な浸水被害等の発生が想定される。このため、地震・津波、洪水・高潮等による浸水への対策を着実に推進するとともに、被害軽減に資する流域減災対策を推進する。

1-3⑯、2-2⑩、2-5⑨

(土砂災害警戒区域等の周知、警戒避難体制の整備等)

土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備等を図るため、土砂災害防止法に基づき県が指定した土砂災害警戒区域等を基に、土砂災害に対する安全度の向上を図る必要がある。また、異常気象等により大規模な土砂災害が生じるおそれがあるため、防災行政無線や市ホームページ等による広報に努める。

1-3⑪、1-5③

(河川改修等の治水対策)

過去に大きな浸水被害が発生した河川において、現在、河道掘削、築堤等の整備を推進しているが、近年、気候変動による集中豪雨の発生が増加傾向にあり、大規模洪水による甚大な浸水被害が懸念される。このため、現在の取組について、整備の必要性、緊急性、地元の協力体制など優先度を総合的に判断しながら、より一層の整備推進を図る。

1-4①

(内水対策にかかる人材育成)

異常気象等が発生した場合、広域かつ長期的な市街地の浸水が想定されるため、内水対策についてより迅速に対応できる人材育成を推進する。

1-4③

(ダムの補強対策等の推進)

ダムの損壊・機能不全による二次災害が発生した場合、下流域の住民等の生命・身体に危害が生じるおそれがあることから、ダムの機能の保持のため、より効果的・効率的なダムの

維持管理及び設備の更新を行う必要がある。また、大規模地震が発生した場合、堤体の決壊等により下流域に洪水の被害が及ぶことが想定されるため、点検診断を実施し、補強の必要な施設については対策を実施するとともに、災害が起きた場合に備えて避難路等を示したハザードマップを住民に周知する等、ハード整備とソフト対策を一体的に推進する。

1-4⑤、2-2⑪、2-5⑩

(河川管理施設の適切な管理)

異常気象等による豪雨が発生した場合、河川管理施設の損壊等に伴う浸水により、住民等の生命・身体に危害が生じるおそれがある。県有施設等の管理については阿久根市公共施設等総合管理計画において、施設の維持管理に係るトータルコストの縮減・平準化を図るために、河川管理施設等を適切に整備・維持管理・更新する。

1-4⑥

(河川堤防等の強靱化対策の推進)

河川の重要水防箇所等において、堤防の整備等の洪水氾濫対策を進めるとともに、超過洪水による甚大な被害の発生を防ぎ、速やかな復旧を可能とするため、「粘り強い構造」を導入した堤防の整備を推進する。

1-4⑩

(洪水ハザードマップの作成等)

多様かつ激甚化する災害に対して、円滑な警戒避難体制の構築を図るために、県が指定した洪水浸水想定区域に基づき、洪水ハザードマップを作成し、住民への周知を促進する。

1-4⑪

(治山事業の推進)

集中豪雨の発生頻度の増加等により、林地の崩壊など大規模な山地災害の発生が懸念される。このため、山地災害のおそれのある「山地災害危険地区」について、治山事業により、治山施設や森林の整備を推進する。

1-5①、2-2③、4-5③

(土砂災害対策の推進)

近年、気候変動等の影響による集中豪雨、局地的大雨、大型台風等の増加、さらには地震の多発に伴って、これまでに経験したことがない大規模な土砂災害の発生リスクが高まっている。市内の土砂災害危険箇所における整備率は未だ低い状況であるため、人命を守るための砂防施設等の整備を推進し、土砂災害に対する安全度の向上を図る。

1-5②

(里山林等の保全管理)

大規模災害が発生した場合、里山林や幹線道路沿線等の公益上重要な森林が荒廃することが想定される。防災の観点から森林環境の保全を図る。

6-2②

## ⑧ 環境

(災害時における海岸漂着物等の回収・処理の推進)

災害時に海岸に大量の漂流・漂着物が発生した状況下では、農地・森林や生態系等の被害に伴う土地の荒廃・多面的機能の低下が起り得ることから、回収・処理等を実施することが重要である。また、台風時の波浪・津波等による被害を軽減することで漁港施設や交通インフラ等の保全を実現するために、居住地域に隣接する海岸の漂流・漂着物等の撤去を大幅に進捗させる。

4-5⑦

(浄化槽台帳システムの整備等)

大規模地震が発生した場合、浄化槽が被災し、長期間にわたり機能を停止するおそれがある。このため、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進するとともに、災害時の浄化槽の使用可否の把握等に利する浄化槽台帳システムの整備及び内容充実を図る。

5-3③

(ストックヤードの確保)

大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生することが想定される。早急な復旧、復興のためには、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードを確保する。

6-1①

(災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定の締結)

大規模自然災害が発生した場合、建物の浸水や倒壊等により大量の災害廃棄物が発生し、通常の廃棄物処理体制では適正な処理が困難になることが予想されるため、災害廃棄物の処理等の協力について関係機関と協定を締結し、更なる協力体制の実効性向上を図る。

6-1②

(災害廃棄物処理計画の策定)

建物の浸水や崩壊等により大量の産業廃棄物が発生することから、これらの処理を適正かつ円滑・迅速に行うための平時の備え及び発災直後からの必要事項をまとめた災害廃棄物処理計画を策定し、処理の実効性向上を図る。

## ⑨ 土地利用

(地籍調査)

災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、地籍調査により土地境界を明確にしておくことが重要となるため、調査等の更なる推進を図る。

6-5④

## (2) 横断的分野（5分野）

### ① リスクコミュニケーション

- 自助、共助、公助の理念に基づき、国、県、市、民間事業者、関係団体、住民など、あらゆる主体が連携・協働した自発的な取組を双方向のコミュニケーションにより促進する。また、身を守る避難行動の取り方等について、自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう一人ひとりの防災行動計画（マイ・タイムライン）の作成やその不断の見直しを推進するとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じた継続的な防災訓練や防災教育等の推進、住民等の自発的な防災活動に関する計画策定等の促進など、全ての世代を通じて生涯にわたり国土強靱化に関する教育、訓練、啓発を実施することにより、地域のリスクを正しく認知・共有し、強靱な地域社会を築き、被害を減少させる。
- リスクコミュニケーションを進める上で基本となる地域コミュニティにおいては、住民の社会的な関わりの増進及び地域力を強化することが、女性、高齢者、子ども、障がい者、観光客、外国人等への配慮を含めた住民同士の助け合い・連携による災害対応力の向上、災害後の心のケアにつながることを重視し、必要な取組を推進するとともに、復興ビジョンを平時から検討しておくなど、万一の際、復興計画への合意形成を含む、復興事業を円滑に実行できる環境の整備を進める。また、防災ボランティア等による地域を守る組織、団体の後方支援等を含む主体的な活動を促進する。
- 「自助」、「共助」の取組を、行政による「公助」と連携して更に拡大させ、防災力を高めるための普及啓発・連携の取組を展開するとともに、地域強靱化に対する市民の意識を高める取組を促進する。
- BCPの策定や実効性の向上、住宅・建築物の耐震化、家具類の転倒防止対策、多様な水源・エネルギー源の活用、備蓄など、個人や家庭、地域、企業、団体等における地域強靱化への投資や取組を促進するための普及・啓発、情報提供等を進める。

### ② 人材育成

- 災害発生時の公助による人命救助等の対応能力の向上を図るため、広域支援や夜間対応などの様々な事態も想定した各種の実践的な訓練等を通じて、防災機関における人材の育成を推進する。また、災害時医療に携わる職種を横断した人材養成及び体制整備を推進する。他方、被災者の生活の迅速な復旧を図るため、指定避難所の運営管理、罹災証明書交付などの多様な災害対応業務を円滑に処理できる行政職員の育成を推進する。

- 道路啓開作業等、迅速な復旧・復興、平時におけるインフラメンテナンス等を担う地域に精通した建設業の技能労働者等民間事業者の人材の確保・育成を図る。
- 防災ボランティア活動の後方支援等をはじめとして、地域を守る主体的な活動を促進等するため、地域社会等において、指導者・リーダーなどの人材を育成する。

### ③ 官民連携

- 道路啓開や緊急復旧工事、指定避難所の運営管理や生活支援、緊急支援物資の調達や輸送といった災害対応に、民間事業者や地域の専門家等の有するスキル・ノウハウ、民間事業者の施設・設備や組織体制等を活用するための官民連携を促進する。これを実効あるものとするために、市と民間事業者や業界団体との協定の締結、連携を反映した各個の計画や地域等で連携した計画の策定、実践的な訓練の実施等を推進する。また、自主防災組織の充実強化を進める。
- 災害時において防災ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう、関係機関との連携体制の構築を図る。

### ④ 老朽化対策

- 市有施設等は老朽化が進みつつあり、今後、多くの施設において大規模改修などが必要となる時期を迎え、維持管理・修繕等にかかる経費はますます増加することが見込まれるが、平成 29 年 3 月に策定した阿久根市公共施設等総合管理計画に基づき、施設保有の必要性を検証しながら、適切で計画的な維持管理、長寿命化等に努めることで、財政負担の軽減・平準化を図る。
- 施設の点検・診断を実施し、適切な時期に必要な対策を行うとともに、点検・診断の結果や対策履歴等の情報を適切に管理・蓄積し、次の点検・診断に活用するというメンテナンスサイクルの構築を推進する。

### ⑤ デジタル活用

- 防災関係機関による被災状況の迅速な把握や、応急活動の現場の状況報告や情報集約・情報共有等にデジタル機器を活用するとともに、災害初動対応における正確な状況判断を行うための取組を図る。
- 情報ネットワークを活用し、災害時における避難所への支援物資の輸送等について迅速かつ効率的な対応を行うための取組を図る。
- 防災インフラに関する施設台帳や図面のデジタル化を進め、災害時の早期復旧や事業継続につながる取組を促進する。
- 国土強靱化の取組を効率的に進めるため、自動化・遠隔化・ICTなど技術の普及を促進するなど、デジタル技術の活用や通信環境の整備を図る。
- インフラの維持管理・更新に係る担い手の減少や財政負担が懸念されていることに鑑み、ドローンやAI、レーダーやセンサーを利用した点検・補修データの利活用など、DXを進めることにより、防災インフラの維持管理・更新を効率的に対応できるよう実施体制の構築を図る。

### 3 指標及び推進方針に基づく取組の設定

推進方針で示した本市の主な取組の進捗状況を把握するための指標を次のとおり設定した。また、この指標のほか、推進方針に基づき取り組むべき事業を別紙４のとおり設定した。

| N<br>o | 指標名                                   | 現 状             | 目 標            | リスクシナリオ                     |
|--------|---------------------------------------|-----------------|----------------|-----------------------------|
| 1      | 防災拠点施設の耐震化率                           | 100% (R3)       | 100%           | 1-1、1-3、2-2、<br>2-3、2-6、3-1 |
| 2      | 学校施設の耐震化<br>(非構造部材の耐震化)               | 100%<br>(38.5%) | 100%<br>(100%) | 1-1、2-6、3-1                 |
| 3      | 学校施設等長寿命化改修を踏<br>まえた改修棟数（改修計画の<br>進捗） | 1 棟             | 4 棟            |                             |
| 4      | 公営住宅の耐震化                              | 98.8%           | 100%           | 1-1、1-2、2-3、<br>2-5、2-7、6-5 |
| 5      | 都市公園修繕率                               | 35.5%           | 50.0%          | 1-1、1-2                     |
| 6      | 危険空き家の解体件数                            | 109 件           | 184 件          | 1-1                         |
| 7      | 各区における自主防災組織率                         | 100%            | 100%           | 1-1、1-2、2-3、<br>3-1         |
| 8      | 緊急消防援助隊の組織化                           | 組織化             | 組織化            | 1-2、1-3、1-4、<br>1-5、4-2     |
| 9      | 消防団員充足率                               | 91.5%           | 95%以上          | 1-2、2-3                     |
| 10     | 住宅用火災警報器設置率                           | 87.0% (R7)      | 95.0%          | 1-2                         |
| 11     | ハザードマップ（防災マッ<br>プ）の更新                 | 作成              | 更新             | 1-4                         |
| 12     | 南海トラフ地震防災対策推進<br>計画の策定等               | 策定              | 適宜更新           | 1-3                         |
| 13     | 道路改良率                                 | 65.6%           | 65.8%          | 2-1、2-2、5-1、<br>5-3、5-4     |
| 14     | 管理橋梁修繕率                               | 59.2%           | 88.8%          |                             |
| 15     | 管理橋梁修繕率（林道）                           | 12.5%           | 25.0%          |                             |
| 16     | 備蓄計画の目標数量の達成率                         | 100%            | 100%           | 2-1、2-4、4-3                 |
| 17     | 受援計画の策定等                              | 策定              | 適宜更新           | 2-1、3-1、5-4                 |
| 18     | 管路更新率（水道）                             | 42.2%           | 43.75%         | 2-1、4-4、5-3                 |
| 19     | 避難所運営マニュアルの策定                         | 策定              | 適宜更新           | 2-6                         |
| 20     | 業務継続計画（BCP）の策<br>定等                   | 策定              | 適宜更新           | 3-1                         |
| 21     | 汚水処理人口普及率                             | 70.65%          | 87.86%         | 5-3                         |

|    |                     |             |         |         |
|----|---------------------|-------------|---------|---------|
| 22 | 農業用ため池（防災重点ため池）の耐震化 | 57%         | 71%     | 1-4、4-3 |
| 23 | 有害鳥獣捕獲頭数            | 2,164 頭（R6） | 2,400 頭 | 4-5     |

※原則、現状値は令和 7 年度（2025 年度）、目標値は令和 11 年度（2029 年度）、それ以外は、  
（ ）にて表記

## 第6章 市地域計画の推進

---

### 1 他の計画等の必要な見直し

市地域計画は、地域の強靱化の観点から、市における様々な分野の計画等の指針となるものであることから、市地域計画で示された指針に基づき、他の計画等においては、必要に応じて所要の検討を行い、市地域計画との整合性を図っていく。

### 2 市地域計画の計画期間

本市の地域強靱化の実現に向けては、中長期的な展望を描きつつ、今後の地域強靱化を取り巻く社会経済情勢等の変化や、国全体の強靱化政策の推進状況等に応じた施策の推進が必要となることから、市地域計画の推進期間はおおむね5年間（令和7年度から11年度まで）とする。

なお、計画期間内においても、施策の進捗や社会情勢の大きな変化等により、見直しが必要な場合は、適宜見直しの検討を行うものとする。

また、国等の動向などによっては、計画期間後において計画の見直しができるものとする。この場合において、本計画の期間は、計画の見直しを行うまでとする。

### 3 市地域計画の進捗管理

市地域計画の進捗管理は、PDCA（Plan-Do-Check-Action）サイクルにより行うこととし、毎年度、指標や各施策の進捗状況を踏まえながら検証を行い、必要に応じて見直しを図っていくこととする。